

2019年度「エコツーリズムバス」のご案内

(公財)ひょうご環境創造協会

兵庫県では、県民に環境学習施設での環境学習や貴重な自然環境などに触れる機会を提供することで、環境保全意識を高め、実践活動への参加の契機としていただくため、環境学習を実施する団体等にバス等借上げ経費の一部を助成する「エコツーリズムバス」制度を設けています。

これを機会に、環境学習施設に出かけて環境学習に参加し、実際に目で見たり手で触れたりして環境について学び、省エネ、省資源、自然保護など、一人ひとりがライフスタイルを見直すきっかけづくりをしてみませんか。

【エコツーリズムバス制度】

グループ・団体の種類と学習内容により、2つの区分で募集しています。

一 般 分

県民のみなさまが、団体で貸し切りバス（船を含む）等を利用して、県内の環境学習施設等へ出かけ、環境学習・教育を2時間以上実施される場合に、バス等借り上げ経費の一部を助成します。

→ 助成要件等詳細は、5～6ページをご覧ください。

小・中学校分

小・中学校が、「総合的な学習の時間」等、学校の教育課程において、貸し切りバス（船を含む）等を利用して、県内の環境学習施設等へ出かけ、環境学習・教育を2時間以上実施される場合に、バス等借り上げ経費の一部を助成します。

→ 助成要件等詳細は、7ページをご覧ください。

【申し込み方法】

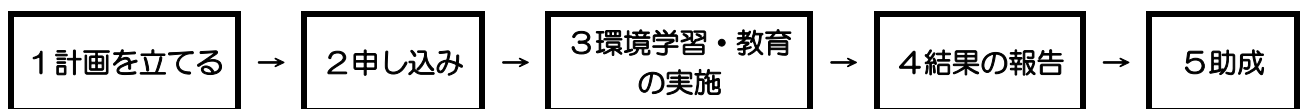
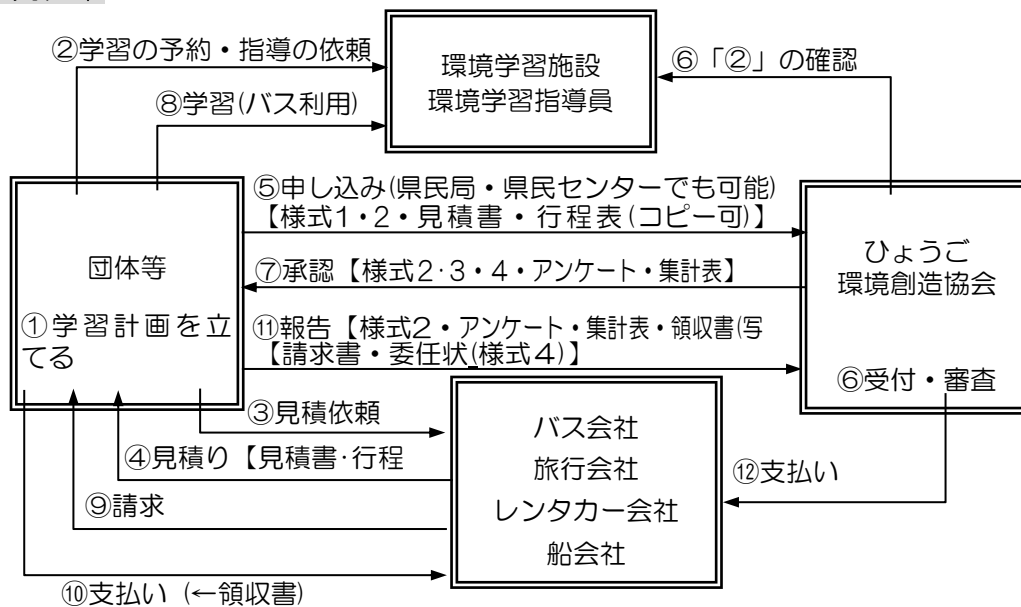
「エコツーリズムバス」利用申込書（様式1及び様式1-2）、実施計画書（様式2）に見積書・行程表を添えて郵送によりお申込みください。

※予算の範囲内で先着順に受付けます。

※バス利用日の20日前までにお申込みください。

【エコツアーリズムバスご利用の手続き】

◇利用の流れ◇



(1) 学習内容を決める
 (2) 施設・指導者に利用・指導を申し込む
 (3) バス会社等に利用を申し込む

(1) 申請書類を整える
 (2) 申請書提出
 ↓
 審査・利用承認

(1) 学習の実施
 (2) 確認印の受領
 (3) アンケート配布・記入

(1) バス会社等へ支払い
 (2) 報告書作成
 (3) アンケート集計
 (4) 報告書等提出

(1) 協会からバス会社等へ支払い

1. 計画を立てる

(1) 学習の計画

参加者の年齢構成・人数や関心の分野等を考慮して学習内容を検討し、助成要件等を確認のうえ、訪問する環境学習施設等を計画してください。

★ ホームページで兵庫県内の環境学習施設を検索・閲覧できます。

「ひょうごエコプラザ」 (<http://eco-hyogo.jp/ecoplaza/index.php/ecobus>)

⇒ **環境学習** ⇒ **環境学習施設**

これらの施設は「エコツアーリズムバス」の「指定」施設ということではありません。

◎エコツアーリズムバスの助成を受けるためにこれらの施設に行けばよいということではありません。

- ・これらの施設に行かれても、環境学習とは直接関係がない見学や体験をするだけでは助成の対象になりません。
- ・指導者が不在の施設では、適切な指導者を同行されてその指導者のもとで学習していただく必要があります。

(2) 環境学習施設等への予約

申込みにあたっては、必ず事前に、学習を予定している環境学習施設等へ訪問の予約を行ってください。

※「エコツーリズムバス」を利用して環境学習で訪問することを必ず伝え、学習内容・方法を確認してください。

※指導員等が常駐していない環境学習施設等については、適切に指導できる方を同行されて指導や講義を受けてください。

※参加者全員が学習できるよう、事前に環境学習施設の設備（見学コースの階段昇降の有無等）の確認を充分行ってください。

(3) バス会社等への申し込み

バス会社、船会社または旅行会社もしくはレンタカー会社（以下「バス会社等」という）に利用を申し込み、「バス等経費見積書」、「行程表」を作成してもらってください。（様式の指定はありません。）

※無理なく2時間以上の学習ができ、かつ楽しく充実したエコツーリズムを実施していただけるよう、バス会社等とも相談して行程を組んでください。

※バス会社等への申し込みにあたっては、「エコツーリズムバス」の利用であることを伝え、支払方法（5. 助成を参照）について説明し、了解を得てください。

※環境学習施設等、バス会社等、協会へ申し込む団体名は同じ名称にしてください。（協会本部から環境学習施設等やバス会社等と連絡をとることがあります。）

2. 申込み

(1) 申込み

- a. 「エコツーリズムバス」利用申込書（様式1）、「エコツーリズムバス」行程表（様式1-2）、「エコツーリズムバス」実施計画書兼報告書（様式2）に必要な事項を記入の上、「バス等経費見積書」「行程表」（バス会社等が作成したもののコピーを提出してください。）を必ず添付し、実施の20日前までに協会（ひょうごエコプラザ）または最寄りの県民局・県民センターへ申し込んでください。

※「バス等経費見積書」には消費税額を明記するとともに、バス会社等の社印を押してもらってください。また、ガイド付きか否かを明記し、ガイド付きの場合はガイド料を明記してください。

※「エコツーリズムバス」実施計画書兼報告書（様式2）には、必ず「環境学習」を実施する環境学習施設等の名称と予約した日、環境学習のねらいと具体的な学習内容および学習時間を明記してください。

※協会または県民局・県民センター（受理のみ）への申し込みは利用団体が自ら行ってください。（バス会社等から提出の場合は受付をお断りします。）

- b. 申込書の受領（審査後）をもって正式受理とします。なお、電話での予約受付はいたしません。
- c. 提出書類の内容をやむを得ず変更する必要があるときは、必ず直ちに協会へ申し出てください。

(2) 利用の決定

- a. 申込みの受付順に内容の審査を行い決定しますが、予定台数になり次第募集は終了します。なお、予定台数に達した日に受け付けた分は抽選とします。
- b. 利用が決定すれば、協会から「エコツーリズムバス」実施計画書兼報告書（様式2）、「エコツーリズムバス」利用承認書（様式3）、「エコツーリズムバス」経費請求書（様式4）、及び「アンケート」、「アンケート集計表」（一般分）をお送りします。

3. 環境学習・教育の実施

(1) 環境学習の実施

計画に基づき環境学習施設等を訪問し、環境学習・教育を実施してください。

※参加者には事前に、エコツーリズムバス制度と計画された環境学習・教育の目的をよく伝えてください。（予約を受けた環境学習施設等は、学習される利用団体のために指導員、学習場所、資料等を準備されています。）

※学習される施設、学習内容に適した服装、履き物で参加してください。

※学習している状況を写真撮影してください。（工場等の現場は撮影できないところがあるので、これらの施設では講義風景などを撮影して下さい。）

(2) 確認印の受領

実施当日、「エコツーリズムバス」実施計画書兼報告書（様式2）の「確認欄」に、環境学習施設等または指導員等に環境学習を行ったことの確認印を押してもらってください。

(3) アンケート等の配布・記入

一般の利用団体については、参加者全員にアンケートを配布し、記入していただく
い。

4. 結果の報告等

(1) バス等経費の支払い

バス等経費のうち、助成金を差し引いた残額を、バス会社等に支払ってください。

(2) 実施報告の作成

「エコツーリズムバス」実施計画書兼報告書（様式2）の「環境学習の効果」の欄に、学習した内容や、参加して得たことなどを記入し、学習している状況の写真を貼付してください。

(3) アンケートの集計（一般分）、記入（小・中学校分）

一般分については、アンケート結果をアンケート集計表にまとめてください。また、小中学校分については、アンケートへ記入してください。

(4) 実施報告書等の提出

実施日の翌日から1か月以内に「エコツーリズムバス」実施計画書兼報告書（様式2）、バス会社等に実際に支払った金額が確認できる書類（領収書の写し等）及び「アンケート」、「アンケート集計表」（一般分）を協会へ送付してください。（利用団体が提出してください。）

※消費税、通行料、駐車料、ガイド料は助成対象となりませんので、団体が負担したバス等借上げ料が確認できる書類（経費内訳が明記された請求書の写し等）もあわせてご提出ください。

5. 助 成

(1) 請求方法

実施後、「エコツーリズムバス」経費請求書（様式4）により、利用団体が協会に請求してください。（上記の4(4)の実施報告書等と合わせて提出してください。）

(2) 支払方法

協会は、上記の4(4)の実施報告書等の書類の内容を確認後、利用団体等からの請求に基づき、バス会社等に助成金を支払います。（助成金は団体等を経由しません。）

6. その他注意事項

(1) バス等借上げ料に関して、他の公費助成を受ける場合は、助成対象となりません。

(2) バスによる交通事故や環境学習・教育等による事故が発生した場合、協会はその責任を負いませんので、保険に加入されるなどの対策を講じておくことをお勧めします。

(3) 利用に当たって「エコツーリズムバス」実施計画書兼報告書（様式2）のとおり実施されていないことが判明した場合や、利用団体やバス会社等において不正行為があった場合には、助成の決定を取消すか、助成金の返還を求めます。

また、利用団体については、不正事実が判明した年度と翌年度は「エコツーリズムバス」の利用を認めないこととし、バス会社または旅行会社については、不正事実が判明した日から2か年の間「エコツーリズムバス」に係るバス借り上げ先として承認しません。

一 般 分

1. 概要

県民の皆さんが、団体で貸し切りバス等を利用して、県内の環境学習施設等へ出かけて環境学習・教育をされる場合に、バス等借り上げ経費の一部を助成します。

※「環境学習施設等」は下記の5. を参照ください。

2. 助成要件等

(1) 対象団体等

県内の団体やグループを対象とします。

なお、地方公共団体、兵庫県行政と密接な関係がある公社等については、団体等に含みません。また、宗教、政治、営利を目的とした活動は対象としません。

(2) 参加者数

20名以上の参加が必要です。

※ 受付時の参加予定者数が20名以上であっても、実施日に参加者が20名を下回る場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

(3) 学習時間

1日当たり2時間以上の学習が必要です。なお、1泊2日コースの場合は、両日とも2時間以上の学習が必要です。

(4) 利用バス

貸し切りバス（船を含む）を利用してください。なお、定員が20名以上の車両（マイクロバス等）を利用する場合に限りレンタカーの利用が可能です。（道路運送法により、運転手付きのレンタルやレンタカー事業者による運転手の紹介・斡旋などできないことになっているのでご注意ください。その他のレンタカーやタクシーは対象となりません。）

3. 利用可能台数

同一年度内のご利用は、1団体につき1台に限ります。

4. 助成額

「日帰りコース」は25,000円、「1泊2日コース」は50,000円です。貸し切り船についても、これに準ずる。

ただし、バス借上げ経費（消費税、通行料、駐車料、ガイド料は含まない。レンタカーの場合は、燃料代を除くレンタル料金のみをバスの借り上げ経費とみなす。）が、これを下回る場合は、そのバス借上げ経費を上限とします。

5. 学習内容および環境学習施設等

(1) 学習内容

環境学習施設等を訪問し、指導員（施設の職員やボランティアスタッフを含む（以下「指導員等」という））から説明を聞いたり指導員等の指導のもとで関連する体験をすること、あるいは、環境学習施設等やその展示物を見学することにより、現在の環境問題（あるいはその一端）を認識し、その解決のために何をすべきかを考えたり行動に移すきっかけとなる内容にしてください。

ここで体験・見学とは、次のような環境問題や自然の仕組みを実感できる体験・見学を言います。（環境学習を目的としない遠足・社会見学、そば打ち体験や草木染め体験のような、楽しみや技術習得だけの体験は該当しません。）

（例）

- 家電製品等のリサイクル処理やゴミの分別処理の現場を見学
- 風力発電や太陽光発電と、化石燃料による発電のCO₂排出量の違いを実感できる実験
- 水生生物調べをして水の汚れや生き物が棲む環境について考える
- 荒廃した森を実際に目で見て解説を聞く
- 海岸に打ち寄せられた多種・大量のゴミを実際に見てどのようなものがあるか確認する

（2）環境学習施設等

リサイクルセンターや企業の環境関連施設、自然博物館、自然公園などの環境学習ができる施設です。2ページで紹介している、ホームページ[「ひょうごエコプラザ・環境学習・環境学習施設」](#)を参考にしてください。

なお、これらの環境学習施設等でなくとも、環境学習を適切に指導できる指導員のもとに行う学習であれば、森・川・海等の自然環境で行う環境学習・教育も助成の対象とします。

行程に県外の環境学習施設等を組み込むことも可能ですが、県外の環境学習施設等における環境学習・教育は、助成要件となる学習時間に算入しません。

（3）指導員等

常駐の指導員等がない環境学習施設等で環境学習・教育を実施する場合は、環境学習を適切に指導できる指導員（協会が適当と認める方）の同行が必要です。ただし、展示が工夫され充実している特定の環境学習施設等においては、施設の展示物の見学等による環境学習・教育も対象とします。（協会に確認ください。）

小・中学校分

1. 概要

小・中学校が、貸し切りバス等を利用して、県内の環境学習施設等へ出かけて環境学習・教育をする場合に、バス等借り上げ経費の一部を助成します。

2. 助成要件等

- (1) 対象学校等 県内の小・中学校が、「総合的な学習の時間」等学校の教育課程において行う環境学習・教育を対象とします。ただし、自然学校、環境体験事業、わくわくオーケストラ等、他の公費補助がある事業については助成できません。
- (2) 参加者数 概ね20名以上の小・中学生の参加が必要です。
※ 受付時の参加予定者数が20名以上であっても、実施日に参加者が20名を下回る場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。
- (3) 学習時間 2時間以上の環境学習・教育が必要です。
- (4) 利用バス 貸し切りバス（船を含む）を利用してください。なお、レンタカーの利用については一般分と同様です。

3. 利用可能台数

同一年度内のご利用は、1校3台までです。

(同一年度内の複数回の申込み利用の場合も、合計3台までです。ただし、受付台数等により利用台数を制限する場合があります。)

4. 助成額

バス1台につき、「日帰りコース」のみで25,000円です。貸し切り船についても、これに準ずる。なお、同一行程でバスと船を併用した場合、バス・船のいずれかに助成する。

ただし、バス借上げ経費（消費税、通行料、駐車料、ガイド料は含まない。レンタカーの場合は、燃料代を除くレンタル料金のみをバスの借り上げ経費とみなす。）が、これを下回る場合は、そのバス借上げ経費を上限とします。

5. 学習内容および環境学習施設等

(1) 学習内容

環境学習施設等を訪問し、施設の指導員（施設の職員やボランティアスタッフを含む（以下「指導員等」という））や教員から説明を聞いたり、指導員等や教員の指導のもとに関連する体験をすること、あるいは、環境学習施設等やその展示物を見学することにより、①現在の環境問題（あるいはその一端）を認識し、その解決のために何をすべきかを考えたり行動に移すきっかけとなる内容や、②自然に親しみ、自然のしくみに関心をもつ内容にしてください。

(2) 環境学習施設等

リサイクルセンターや企業の環境関連施設、自然博物館、自然公園などの環境学習ができる施設です。2ページで紹介しているホームページ [「ひょうごエコプラザ・環境学習・環境学習施設」](#)をご参照ください。

なお、これらの環境学習施設等でなくとも、環境学習を適切に指導できる指導員や教員の指導のもとに行う学習であれば、森・川・海等の自然環境で行う環境学習・教育も対象とします。

行程に県外の環境学習施設等を組み込むことも可能ですが、県外の環境学習施設等における環境学習・教育は、助成要件となる学習時間に算入しません。

(3) 指導員等

常駐の指導員等がない環境学習施設等で環境学習・教育を実施される場合は、学校で選定した指導員（協会が適当と認める方あるいは学校の教員）の同行が必要です。ただし、展示が工夫され充実している特定の環境学習施設等においては、施設の展示物の見学等による環境学習・教育も対象とします。（協会に確認ください。）

お申込み・お問い合わせは・・・

(公財)ひょうご環境創造協会 環境創造課 (ひょうごエコプラザ) ※ 月～金の 9:00～17:00

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-18
TEL. 078-735-4100 Fax. 078-735-7222

※以下の施設でも申込書の受領のみが可能です。(なお、申請内容等について詳しい説明等はできません。)

- 神戸県民センター 県民交流室県民課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-1
TEL. 078-361-8629 Fax. 078-361-8589
- 阪神北県民局 県民交流室里山・自然課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
TEL. 0797-61-4015 Fax. 0797-86-4309
- 東播磨県民局 地域振興室環境課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
TEL. 079-421-9313 Fax. 079-424-9977
- 北播磨県民局 県民交流室環境課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2
TEL. 0795-42-5296 Fax. 0795-42-7535
- 中播磨県民センター 県民交流室県民課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒670-0947 姫路市北条1-98
TEL. 079-281-9197 Fax. 079-281-3015
- 西播磨県民局 県民交流室環境第2課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
TEL. 0791-58-2134 Fax. 0791-58-2327
- 但馬県民局 地域政策室環境課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
TEL. 0796-26-3651 Fax. 0796-23-1476
- 丹波県民局 県民交流室環境課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688
TEL. 0795-73-3774 Fax. 0795-72-3013
- 淡路県民局 県民交流室環境課 ※ 月～金の 9:00～17:00
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
TEL. 0799-26-2072 Fax. 0799-25-3107